

基準 20 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準

消火薬剤に、ハロゲン化物消火薬剤を使用するものにあつては、常時人が居る場所には設置しないこと。(別記表1参照)ただし、ハロン1301又は、やむを得ず、常時人が居る場所にHFC-23若しくはHFC-227e a等の消火薬剤を設置しなければならない場合で、安全センターが運営する「ガス系消火設備等評価委員会」による評価制度を活用し、令第32条の規定を適用する場合は除く。また、消火薬剤に、ハロン2402、ハロン1211、又はハロン1301を使用する場合は、平成13年5月16日消防予第155号・消防危第61号によること。なお、必要不可欠な分野における使用(以下、クリティカルユースという。)の判断基準とともに、それに基づき判断をおこなった場合の使用用途の種類を別記表2に示すが、例示として便宜的に表記したものであることから、クリティカルユースの当否については、個々の設置対象の実情に応じ、それぞれ判断を行うものであること。

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。

- (1) ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器又は貯蔵タンク(以下この基準において「貯蔵容器等」という。)の設置場所は、基準19、第1、第1項第1号の規定の例によること。
- (2) 貯蔵容器は、高压ガス保安法に適合するものであること。
- (3) 選択弁は、基準19、第1、第1項第3号の規定の例によること。
- (4) 容器弁の開放装置は、基準19、第1、第1項第4号の規定の例によること。
- (5) 配管等は、基準19、第1、第1項第5号アの規定の例によること。
- (6) 防護区画の構造等は、次によること。
 - ア 基準19、第1、第1項第7号ア((ア)及びハロン1301を放射するものは(ク)を除く。)の規定の例によること。
 - イ 防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないよう指導すること。
 - ウ HFC-23、HFC-227e a又はFK-5-1-12を放射する防護区画には、第20-1式により求めた開口面積の避圧口を設置すること。

第20-1式

$$A = K \times Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A: 避圧口面積 (c m²)

K: 消火剤による定数 (HFC-23: 2730 HFC-227e a: 1120 FK-5-1-12: 580)

Q: 噴射ヘッドからの最大流量 (Kg/min)

P: 許容区画内圧力 (Pa)

ΔP : ダクト等の圧力損失 (Pa)

エ 規則第20条第4項第16の3号に規定する「過度の温度低下を防止するための措置」は、防護区画内の温度が0℃を下回るおそれのある防護区画に講じること。

- (7) 制御盤は、基準19、第1、第1項第7号の規定の例によること。
- (8) 火災表示盤は、基準19、第1、第1項第8号の規定の例によること。

- (9) 起動装置は、基準19、第1、第1項第9号(エ(イ)を除く。)の規定の例によること。
- (10) 音響警報装置は、基準19、第1、第1項第10号の規定の例によること。
- (11) 放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置(以下この基準において「排出措置」という。)は、基準19、第1、第1項第11号ア及びイ(イのただし書きを除く。)の規定の例によること。ただし、開口部(第12号ア(イ)に定めるものをいう。)の面積の合計は、当該防護区画の床面積の1%以上とすることができる。
- (12) 保安のための措置は、基準19、第1、第1項第12号の規定の例によること。
- (13) 非常電源の容量は、基準19、第1、第1項第14号の規定の例によること。
- (14) 標識等は、基準38によること。

2 局所放出方式のハロゲン化物(ハロン2402、ハロン1211、又はハロン1301を放射するものに限る。)消火設備は、基準19、第1、第1項(第6号イ、ウ及びエ並びに第13号を除く。)の例によるほか、駐車のために供される部分、通信機器室及び特殊可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、次に掲げる場所に設置することができる。

- (1) 予想される出火場所が、特定の部分に限定される場所
- (2) 全域放出方式又は移動式のハロゲン化物消火設備の設置が不相当と認められる場所

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 基準19、第2、第3項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。